

氏名	加藤 一郎
学位(専攻分野)	博士(経済学)
学位記番号	論経博第227号
学位授与の日付	平成10年9月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	公共事業と地方分権

(主査)

論文調査委員 教授 坂井昭夫 教授 植田和弘 教授 岡田知弘

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、公共事業と地域に関する諸理論の整理を試みるとともに、戦後日本の公共事業を中心とする地域開発の歴史を整理する中で、公共事業と地方分権をめぐる問題の大きな枠組みの提示をおこない、もって地方分権型公共事業の可能性を探ることを、その主題としている。

序章では、戦後日本財政の主特徴の一つとなってきた公共事業に対する批判の高まりという現状に留意しながら、重要なのは地域住民の雇用と生活を下支えし、環境を重視した街づくりを進める地方分権型公共事業を創造していくことであり、それは経済学の創始者であるペティヤスミスの課題でもあった、と指摘する。

第1章では、最初に公共事業をもっとも広くとらえた社会資本論の検討がなされ、続いてマルクス、クラーク、オコンナーの所説に順次、点検の光が投げられる。マルクスを扱った箇所では、国家事業として営まれていた公共事業が民間の営利事業として営まれるようになる条件の考察を通じて、社会の共通利益のために機能すべき公共事業が個別・無政府的に運動する資本にとっての基礎条件となることが示唆されている。クラーク説に関連しては、間接費の社会化として社会的間接費用論を展開する必要性、社会的費用の負担を最小にしていけるための社会的システムの構築を検討する視点の重要性が強調されている。最後にオコンナーの検討を通じて、公共事業論と地方分権論に架橋する理論的枠組みの考察をなし、地方分権型公共事業という本論文の展望の提示に至っている。

第2章は、社会資本がいかなる形で経済成長の戦略的手段として位置づけられるようになったのか、経済成長のための地域開発が進行する中で中央集権的行政がいかに形成されてきたのか、を問題にしている。建設過程が民間企業によって担われるようになったのに対応して、公共事業の当初の重要目的であった失業対策の側面が後景に退き、完成後の「生産力効果」すなわち経済成長に与える効果を中心に評価されるようになり、幹線道路主体の公共事業へと編成替えされることによって、国が社会資本整備の主導権を掌握し、中央集権的な地域開発が行われるようになった、とする。さらに、そうした経済機能優先の国主導の社会資本投資は、過疎・過密問題を誘発し、その中で生活や環境を中心とする地域づくりの要求が住民運動の高揚という形で示され出した、としている。

第3章では、70年代から90年代までの公共投資の変貌が跡づけられる。70年代の革新自治体の成立という状況に、国は大量の国債発行による補助事業の拡大、行政事務の国への集中によって対応した。しかし、それが深刻な財政危機を招き出したために、80年代に入って公共投資削減政策の登場となる。生活基盤向け投資を国が中心となって抑制する一方、産業基盤については国主導で事業量の確保を図り、地域的には東京への行政投資の拡大を進める、という政策であった。80年代後半から90年代初頭にかけて、80年代前半の補助事業の削減と地方単独事業の拡大という傾向を引き継ぐ一方、生活基盤関連の社会資本整備を優先する政策がとられるようになったが、それは経済大国になりながらも生活の豊かさを実感できない、とくに東京などでは経済活動の活性化が居住条件を悪化させるという段階に至ったことの反映である。そして、『公共投資基本計画』や『生活大国5カ年計画』は生活基盤関連社会資本の重点的整備をうたいながら公共投資を膨張させ、バブル経済

崩壊後の不況対策ともあいまって、行政投資額の当初予想を超える拡大を結果することになった。しかし、バブル崩壊後の不況対策の中、情報インフラを中心とする新社会資本の整備と、そのさいに民間の資金や活力を活用しようとする傾向が台頭してきている、と論じている。

第4章では、人間の再生産の場として地域をとらえる視点を含むエンゲルスの議論に注目しつつ、人間自身の再生産は生産力が発展してくると地域社会によって担われるようになる、と説く。地方分権が現実的意味を持つのは多くの地域で一定の経済水準が確保されるようになってからのことである、地方自治の理念を強調したシャープ勧告は経済大国といわれる20世紀末の現在においてこそ現実化の可能性がある、との主張である。同章においては、そうした視点から1995年に成立した地方分権推進法、および地方分権論の最重要論点の一つである機関委任事務についての検討もなされている。

終章は、地方分権型公共事業の可能性の考究に当てられている。地域の生活と環境への配慮、人間のきめ細かな労働の重視、生活、福祉、医療、教育など住民の生活に密着したインターネットなどの利用のノウハウと、人材育成を地方公共団体が中心になっておこなっていくことが地方分権型公共事業実現の一つの方向だと思われる。地方分権型公共事業の実現のためには、すべての地域に十分な税・財源を確保しなければならないが、さしあたり地方交付税の活用で対処しながら、21世紀に向けて新しい理念を確立する必要がある。その理念の萌芽が97年12月の地球温暖化防止京都会議での地球環境をめぐる議論の中で生まれてきている、との指摘が結びの言となっている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、公共事業と地域にかかわる幾つかの代表的議論を吟味し、それを通じて得られた理論的視座から戦後50年にわたる日本の地域開発史の精査と評価を試みたものである。公共事業と地域（開発）の問題を統一的に、かつ独自の理論的枠組みを構成しながら実証的に検分し、もって日本の経済成長に果たした公共事業の役割とともに投資国家ないし土建国家と揶揄されるような中央集権的行政財政制度の問題点を探り、さらに望ましい改革の方向まで展望している点で、独創的にして意欲的な労作だと評しうる。とりわけ次の諸点に学術上の功績が認められる。

第1に、マルクス、クラーク、オコンナーの議論の検討に依拠しながら社会資本研究にとって重要な諸視点が総合的に提示されていること。①社会資本には社会的生産力の発展の担い手という役割がある、②資本の活動領域が拡大する中での投資概念の分裂という角度から社会資本をとらえる必要がある、③社会資本の公共性は社会的欲望をめぐる対立関係の中で形作られてきた、④運輸・交通手段は資本主義社会において最も重要な交換の物的条件として機能しているがゆえに社会資本の性格をおびる、等の視点がそれである。

第2に、戦後日本の公共事業と地域（開発）の実証的分析を通じて上記諸視点の妥当性が確認されていること。これについては、①戦後復興期に生じた公共事業の建設過程の民間移行は、マルクスが指摘した公共事業の形態転化＝社会資本化の発現とみなしうる、②高度経済成長期に経済成長の隘路の打開策として社会資本が位置づけられた事実は、社会的統制の立場から間接費を位置づけたクラークの理論に合致する、③過密・過疎問題に触発された住民運動の高揚は、社会的欲望の発展が社会資本の性格に多大の影響を及ぼし出したことを教える、④資本の成熟や社会的欲望の発展という状況下において、公共投資縮小論や、産業基盤から生活基盤への重点移行がおこる局面もあり得る、といった論点がことに注目される。

第3に、経済開発の対象として扱われてきた地域を生活の場として位置づけ直す必要が説かれ、その立場からシャープ勧告の今日的意義や1995年の地方分権推進法の特質・限界にまで議論が進められていること。そこでは、地域が社会資本整備を中心とする社会的欲望の対抗関係の中で把握されるとともに、単純な地域独立論に傾斜するような地方分権ではなく、国民福祉と住民自治を尊重する地方分権ならびにその要となる地方分権型公共事業の重要性が主張されることとなっている。

ところで、本論文では、経済成長優先の中央集権的土建国家体制を改革して生活・環境優先の地方分権型公共事業を実現すべきだとされているものの、到達目標である地方分権型公共事業のイメージが明瞭に描き出されているわけではない。公共事業を地域における人間の再生産ないし人間開発に貢献させたいとの筆者の思いは鮮明で、それゆえ立論全体が日本の過去および現在の公共事業政策に対する鋭い批判となっているが、求められる改革のあり方については大まかな素描にとどまっているということである。国レベルでの公共事業と地方レベルの公共事業との分担関係はどうあるべきか、地方分権型公共投資の本質とされる人間の再生産への貢献をいかなる尺度で評価するのか、公共事業改革にあたって地域産業の役割をどう

位置づけるのか等、将来を展望する上で抜きにできない論点に切り込んでいないのは本論文の主題からみて看過できない欠陥だと言わざるを得ない。ほかに、公共事業と社会資本の概念上の区別と関連が必ずしも明確でない点や、国際比較がなく地方分権型公共投資の主張が普遍性をもつものかどうか不明だという点も、問題視されて当然だと思われる。

しかしながら、これらの欠陥にもかかわらず、著者の提起と考察によってもたらされた学術上の貴重な貢献が損なわれているわけでは決してない。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。なお、平成10年7月3日論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。